

平成27年11月24日

保健福祉局

(担当 子育て支援部保育課)

電話 251-2390

教育・保育提供区域ごとにおける保育施設・事業所の認可について

京都市では、本年1月に策定した京都市子ども・子育て支援事業計画において、保育ニーズがピークとなることが見込まれる平成29年度末までに、34の教育・保育提供区域ごとに保育の基盤整備を進めていくこととしております。

この度、手続の公平性、透明性を確保しつつ、事業者の参入を促すため、特に施設・事業所の設置（新設）が必要な区域や認可に向けてのスケジュール等を下記のとおり認可希望事業者に示し、手續を進めることになりましたので、お知らせします。

記

1 整備が特に必要な区域

別紙参照

2 認可希望事業者からの応募受付期間

(1) 保育園（所）

本市と認可希望事業者との間で個別に協議を行い、開設に向けて問題がないと認められる事業者から、隨時、事業計画書の提出を求め、認可に向けた手續を開始することとします。

(2) 小規模保育事業等

小規模保育事業、家庭的保育事業又は事業所内保育事業の認可を希望する事業者は、本市が定める受付期間内（別紙参照）に所定の事業計画書を提出するものとします。

なお、整備補助を行う案件については、予算協議等に要する時間を考慮し、予算スケジュールに合わせた受付期間を設定します。

受付期間内に同一の提供区域内において複数の事業者から事業計画書の提出があり、且つ、当該事業者が予定する定員の合計数が整備必要量を上回る場合は、選考基準に基づき、子ども・子育て会議 児童福祉分科会 認可・確認部会において、認可申請対象となる事業者を選定します。

3 補助対象事業者

以下の法人を整備補助の対象とします。

なお、整備の必要性が高くない区域においては、整備補助の対象としない場合があります。

(1) 保育所

社会福祉法人及び公益法人

(2) 小規模保育事業

社会福祉法人、学校法人、公益法人及び医療法人

(別紙) 保育施設・事業所の設置（新設）が特に必要な教育・保育提供区域及び事業計画書受付期間

提供区域	小学校区	H27.4.1時点における整備必要量				小規模保育事業等に係る開設予定年月別の事業計画書受付期間			
		保育所	小規模	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成30年4月	平成30年4月	平成30年4月
北1	終野、大宮、上賀茂、元町、紫竹、紫明 待鷹、鳳鳩、鷺峯、紫野、楽只、柏野、金閣、衣笠、大將軍	88	35						
北2	京極、新町、室町、西陣中央、御所南(上京区内)	70	34						
上京1		31	20						
上京2	乾隆、翔鷺、正親、二条城北、仁和	83	29						
左京1	花背								
左京2	天原、八瀬	0	0						
左京3	鞍馬、歸原、市原野、岩倉北、岩倉南、明徳	38	4						
左京4	上富野、修学院、修学院第一、松ヶ崎、葵、下鴨、養正、養徳	0	19						
左京5	北白川、錦林、第三錦林、第四錦林	88	36						
中京1	御所南、高倉	235	40						
中京2	洛中、朱雀第一、朱雀第二、朱雀第三、朱雀第四、朱雀第六、朱雀第七、朱雀第八	224	0						
東山	開譲、東山泉	59	35						
山科1	音羽、音羽川、太塚、大宅	50	21						
山科2	安朱、山階、西野、陵ヶ岡、鏡山	46	34						
山科3	山階南、百々、御修、小野	32	27						
下京1	洛央、淳風、醒泉、下京涉成、梅小路、光徳	89	31						
下京2	七条、七条第三、西太路	82	0						
南1	凌風、九条弘道、九条啓南、南大内、唐橋、吉祥院、祥雲、上鳥羽	68	32						
南2	天竜、久世西	74	32						
右京1	高雄、宇多野、御室、花園	54	11						
右京2	安沢、嵐山、嵯峨	41	22						
右京3	安井、山ノ内、太秦、南太秦、常盤野、嵯峨野、梅津北、梅津	85	34						
右京4	西院、嵐野、西京極、西京極西	108	31						
右京5	右陰	0	0						
右京6	京北第一、京北第二、京北第三	4	3						
西京1	鼠山東、松尾、松陽、桂川	151	43						
西京2	桂鹿、桂、桂東、川端、川端東、櫻原	157	50						
洛西	天竜、桂坂、新林、境谷、竹の里、福西、上里、大原野	69	46						
伏見1	竹田、伏見板橋、下鳥羽	53	43						
伏見2	伏見南浜、桃山、桃山東、桃山南	93	40						
伏見3	向島、向島南、向島二ノ丸、二ノ丸北、向島篠の木	1	2						
伏見4	横大路、納所、明親、美豆、神川、久我の杜、羽束師	23	42						
深草	深草、稻荷、藤ノ森、藤城、砂川	23	28						
醍醐	北醍醐、醍醐、醍醐西、池田、池田東、春日野、日野、小栗	17	15						
	柄、小栗酉宮山、石田								

* 上記の網掛けとなつている提供区域は、特に保育所・小規模保育事業所等の設置（新設）が必要な地域です。

* 保育所の開設希望については、随時個別協議を受け付けますので保育課に御相談ください。

* 小規模保育事業の開設に当たり整備補助を希望する場合は、予算協議の日程等の関係上、上記（※）の受付期間内に事業計画書を提出してください（事前相談は期間前でも随時受け付けます）。ただし、整備の必要性が高くない地域に開設する場合や、事業者の法人種別によっては、整備補助の対象としない場合があります。

参考②

申込みが競合した場合における選考基準（地域型保育事業）

- <選考基準の設定に係る考え方>
- 客観的に採点できるような指標を設定する（採点者によって点数に差異が生じる項目は可能な限り除外）。
 - 各項目の配点については、4点（10事業計画の項目は2点）を原則とする。
 - 介護保険の募集要綱、指定管理者（児童館）の選定基準を参考に作成した。

項目	内容・評価点	配点	満点	備考・考え方
1 法人格の有無	事業者は法人格を有しているか。	・法人格を有している場合 4点 ・法人格を有していない場合 0点	4	
2 事業者の実績	事業者は、認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	・認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年以上 4点 ・認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年未満 2点 ・認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし 0点	4	公定価格における管理者設置加算の算定要件（2年の従事経験必要）を参考に設定。
3 財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	・年間事業費の12分の2以上の現預金を保有 4点 ・年間事業費の12分の1以上、12分の2未満の現預金を保有 0点	4	介護保険施設等については年間事業費の12分の2、保育所については12分の1以上の現預金を保有していることが認可要件。
4 保育士の配置状況	保育従事者全員が保育士資格を有する事業者を優先。	・全ての保育従事者について、保育士資格を有する職員とする旨の事業計画（小規模保育事業A型等）となつている事業者に加点 (要件を満たす事業者すべてに加点)	4	

5 管理（予定）者の実績	<p>管理者が以下の要件を満たしているか。</p> <p>A 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している。</p> <p>B 保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は幼稚園において2年以上実務経験有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・A, Bの両方の要件を満たしている ・A又はBのいずれかの要件を満たしていない ・A, Bいずれの要件も満たしていない、 ・管理（予定）者が決まっていない 	4点 2点 0点 0点	<p>管理者の配置については、認可基準上必須ではなく、資格要件もないことから、一定の資格・実務経験がある管理者を選定する事業者を評価。</p>
6 自園調理	<p>自園調理（行事等の日以外、土曜日も含め毎日）は実施できているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理（A） ・連携施設又は同一法人の施設等からの搬入（B） ・A又はB以外 <p>（※注）A又はB以外で認可対象となるのは、平成27年3月31日時点において、児童福祉法第39条第1項の規定による保育を行っていた者に限る。</p>	4点 2点 0点	<p>平成27年3月31日時点において、児童福祉法第39条第1項の規定による保育を行っている者が27年度以降に小規模保育事業等の認可を受ける場合は、自園調理以外の方法による食事提供を認めることとする（5年間）。</p>
7 屋外遊戯場	<p>屋外遊戯場は同一敷地内（屋上園庭を除く）で確保できているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内又は隣接地（道を隔てた程度）で確保 ・同一敷地内又は隣接地で確保できていらない 	4点 0点	<p>認可基準上、屋外遊戯場についてとは、園舎と同一敷地以外の離れた場所（代替地）での確保が認められている。</p>
8 開設予定地		<p>開設予定地は整備の必要性が高い地域か（北大路駅、烏丸御池、山科駅、阪急桂駅、阪急西院駅等のターミナルからのお距離で判断）。</p>	4点	<p>保育需要が高い地域に立地する事業者を優先。</p> <p>相対比較し、ターミナルからの移動距離で最も近い立地の事業者に4点、次に近い事業者に2点を加点し、以降は加点なし（主要なターミナルが存しない提供区域については、全事業者に加点しない）</p>

9	権利関係	保育の用に供する建物は、安定的に確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 自己所有 10年以上の賃借契約締結予定 ・賃借契約期間が10年未満又は未定 	4点 2点 0点	4
10	事業計画	開所時間（11時間）を超えて30分以上の時間外保育を実施するか。	<ul style="list-style-type: none"> 1日当たり30分以上の時間外保育を実施 ・1日当たりの時間外保育の実施時間が30分未満（未実施を含む） 	2点 0点	2 現在、市内68箇所の地域型保育事業所のうち、時間外保育を1時間以上実施している事業所が5箇所、30分以上1時間未満実施している事業所は11箇所。
		人材育成に係る研修計画が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成に係る研修計画が整備されている ・人材育成に係る研修計画が整備されていない 	2点 0点	2
		事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている ・事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない 	2点 0点	2 c7
		感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されている ・感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されていない 	2点 0点	2
		苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 苦情受付窓口、第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている（受付窓口担当者名や第三者委員が具体的に決まっていること） ・上記の体制が整備されていない 	2点 0点	2
11	第三者評価	第三者評価を受審しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間に受審している（事業者の運営する全ての既存事業のうち1事業所 	4	公定価格上は、5年に1回、第三者評価を受審できるように

			以上、他の都道府県のものでも可。 同一法人内の事業所に限る。) ・過去3年間に受審していない 0点	4点 △4点	加算が設定されている。
12	その他	その他 (右の該当する項目について は全て減点)	<ul style="list-style-type: none"> • 昨年度の指導監査における文書指摘 事項が未改善 △4点 • 事業者(運営する全ての既存施設・事業)において、過去2年間に重大事故(死亡事故等)が発生 △4点 • 事業者が運営する幼稚園、児童福祉施設、地域型保育事業その他認可外保育施設において、過去2年間に重大事故(死亡事故等)が発生 △10点 • 事業者(運営する全ての既存施設・事業)において、過去2年間に重大な不祥事が発生 △10点 • 過去、事業開設を申込み、認可対象事業者として選定されたにもかかわらず、認可申請を辞退したことがある △10点 • 過去、認可申込みの際に事業計画書を提出したが、施設又は事業所開設後、計画どおりの運営が行われなかつたことがある △10点 	0 0 0 0 0 0 0	
					(50点満点)

<同点の場合の取扱い>

同点となつた場合は、「12 その他」の点数が高い(減点がない)事業者を選考します。
当該項目が同点となつている場合は、「2 事業者の実績」の点数が高い事業者を選考し、それでもなお同点の場合は「1 法人格の有無」→「10 事業計画」の項目順に点数が高い事業者を選考します。
それでもなお同点の場合は、認可・確認部会において意見聴取のうえ、事業計画が優れた事業者を選考します。

参考③

児童福祉法における家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の基準

1 申請者等の資格要件等（法第34条の15第3項第1号～第4号）

(1) 資格要件

対象	審査基準
・申請者	・当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
・申請者の役員等（申請者が法人の場合）	・当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人の場合は、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が社会的信望を有すること。
・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）	・実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(2) 申請者等に係る審査基準（不適格要件）

ア 違法、不正又は著しく不当な行為を行った者でないこと

対象	審査基準
・申請者	・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
・申請者の役員等（申請者が法人の場合）	・児童福祉法その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）	・労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。
	・認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

参考③

イ 過去5年間に認可を取り消された者でないこと

対象	審査基準
・申請者	・法第58条第2項の規定により、認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
・申請者の役員等（申請者が法人の場合）	・法第58条第2項の規定により、認可を取り消された者が法人の場合は、当該取消処分に係る聴聞の通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）	・法第58条第2項の規定により、認可を取り消された者が法人でない場合は、当該取消処分に係る聴聞の通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
・申請者と密接な関係を有する者	・認可を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過していないとき。

ウ 過去5年間に事業を廃止した者でないこと

対象	審査基準
・申請者	・法第58条の第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知があつた日から当該処分決定日までの間に事業の廃止をした者で、廃止の承認の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
・申請者の役員等（申請者が法人の場合）	・法第58条の第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知があつた日から当該処分決定日までの間に事業の廃止の申請をした場合において、当該通知の日前60日以内に当該申請に係る法人の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者の管理者であつた者で、廃止の承認の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）	・法第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から認可の取消処分に係る聴聞決定予定日までの間に事業の廃止をした者で、廃止の承認日から起算して5年を経過しないものであるとき。

2 必要利用定員総数を超える場合の取扱い（児童福祉法第34条の15第5項）

認可申請のあつた家庭的保育事業等の定員が、市町村子ども・子育て支援事業支援計画において設定した教育・保育提供区域ごとの必要利用定員総数（満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども）が既に上回っているか、又は申請のあつた定員数を加えると必要利用定員総数を上回る場合には、政令市等の長は、定員数の総量規制を行うことができる。

家庭的保育事業等の認可基準の概要

1 対象児童

3号認定子ども（0～2歳児）。ただし、山間地等のため受入先の確保が困難な場合は、2号認定子ども（3～5歳児）も特例給付の支給対象となる。

2 定員、保育従事者、保育室等の基準

		定員	保育従事者	保育従事者配置基準	保育室等の面積基準
家庭的保育事業		5人以下	家庭的保育者（保育士）、家庭的保育補助者 ＊いずれも研修修了者	家庭的保育者は3：1 保育補助者を置く場合は5：2	3人以下の場合は9・9m ² 4人の場合は13・2m ² 5人の場合は16・5m ²
保育事業	A型	6人～19人	すべて保育士 保育士が半分以上。保育士以外は研修修了者	0歳児は3：1 1・2歳児は6：1 上記に1名加える	0・1歳児は1人当たり3・3m ² 2歳児は1人当たり1・98m ²
	B型				
	C型	6人～10人（新制度施行日から5年間は6人～15人）	家庭的保育者（保育士）、家庭的保育補助者 ＊いずれも研修修了者	家庭的保育者は3：1 保育補助者を置く場合は5：2	1人当たり3・3m ²
居宅訪問型保育事業			家庭的保育者（保育士） ＊研修修了者	1：1	事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画
事業所内	保育所型	20人以上（従業員の児童含む）	すべて保育士	0歳児は3：1 1・2歳児は6：1	○乳児室：1.65m ² ×0・1歳ではない児童数 ○ほふく室：3・3m ² ×0・1歳ではなくする児童数 ○保育室：1・98m ² ×2歳児数
保育事業	A型	19人以下（従業員の児童含む）	すべて保育士 保育士が半分以上。保育士以外は研修修了者	0歳児は3：1 1・2歳児は6：1 上記に1名加える	0・1歳児は1人当たり3・3m ² 2歳児は1人当たり1・98m ²
	B型				
	小規模型				

* 屋外遊戯室（公園等の代替地も可）は、2歳以上の児童数×3・3m²以上必要（居宅訪問型保育事業を除く）。

3 2階に保育室を設ける場合の設備基準

保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。

①耐火建築物又は準耐火建築物であること。

②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。

常用	・屋内階段 ・屋外階段
避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段

③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(※備考) 本市では、3階以上に保育室を設ける小規模保育事業所は存在しない。

4 地震に対する安全性の確保（本市独自基準）

家庭的保育事業所等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する部分に限る。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第117条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していかなければならない。

(※備考) 条例施行の日（平成27年7月1日）時点において現に存する事業者については経過措置を設ける。

参考④

認可基準等の具体的な項目（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業）

- ◎ 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年11月11日 京都市条例第23号、
平成27年3月27日 京都市条例第66号により一部改正）
- 本市では、小規模保育事業及び家庭的保育事業に係る認可基準については基本的には国基準（※）どおりとし、家庭的保育者の要件や、
保育室を設置する建物には新耐震基準を満たすことを求める等、一部独自基準を設けている。
- ※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

1 総則 (※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号)は国省令)	基準	備考
最低基準の目的 第2条	・市が条例で定める設備及び運営に関する基準(以下、「最低基準」という。)は、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	
最低基準の向上 第3条第1項	・市長は、その監督に属する家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ)を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させることができる。	
第3条第2項	・市は、最低基準を常に向上させるように勧告するものとする。	
最低基準と家庭的保育事業者等 第4条第1項	・家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	
第4条第2項	・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させではない。	
家庭的保育事業者等の一般原則 第5条第1項	・家庭的保育事業所等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	
第5条第2項	・家庭的保育事業所等は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
第5条第3項	・家庭的保育事業所等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。	
第5条第4項	・家庭的保育事業所等は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
第5条第5項	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)は、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。		
第5条第6項	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払つて設けなければならない。		
保育所等と の連携	第6条	<p>・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、乳幼児に対する保育が確実に行われ、保育の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。</p> <p>①集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②必要に応じて代替保育を提供すること(居宅訪問型保育事業者を除く)。</p> <p>③利用乳幼児を、当該保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	
家庭的保育 事業者等と 非常災害	第7条第1項	・家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消防用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不斬の注意と訓練をするよう努めなければならない。	
家庭的保育 事業者等の 職員の一般 要件	第7条第2項 第8条	<p>・少なくとも毎月1回は、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。</p> <p>・乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。</p>	
家庭的保育 事業者等の 職員の知識 及び技能の 向上等	第9条第1項 第9条第2項	<p>・家庭的保育事業者等の職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>・家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	

項目 (条文番号)は国省令)	基準	備考
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備、職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 ・ただし、保育室、各事業所に特有の設備、利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員については、この限りではない(兼職できない)。 	
利用者を平等に取り扱う原則 第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。 	
虐待等の禁止 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、虐待行為等、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	
衛生管理等 第14条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 	
第14条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等は、感染症、食中毒が発生又はまん延しないようには必要な措置を講じるよう努めなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。 	
第14条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、管理を適正に行わなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。 	
第14条 第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 	
第14条 第5項	<ul style="list-style-type: none"> 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 	
食事 第15条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所の調理設備等を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する場合を含む。)により行わなければならない。 	
第15条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 	
第15条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 	

項目 (条文番号)は国省令)	基準	備考
第15条 第4項	・調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。	
第15条 第5項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	
第16条 第1項	<p>・食事の提供について、以下の要件を満たす場合は、前条第1項の規定にかかわらず、連携施設等において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。</p> <p>なお、この方法による場合であつても、当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業者の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>②当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</p> <p>④利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に心じることができること。</p> <p>⑤教育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	
第16条 第2項	<p>・家庭的保育事業所等に食事を搬入することができる施設は、以下のいづれかとする。</p> <p>①連携施設</p> <p>②同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（離島であり、搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに限る）</p>	
利用乳幼児 及び職員の 第1項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時及び年に2回以上の定期健康診断、臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健診に準じて行わなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
健康診断	第17条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> 前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合は、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないとることができる。 	
	第17条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供等を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 	
	第17条 第4項	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たつては、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 	
内部の規程	第18条	<p>家庭的保育事業者等は、以下の重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項 	
帳簿	第19条	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。 	
秘密保持等	第20条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 	
	第20条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 	
苦情への対応	第21条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
人権の擁護及び虐待の防止	第21条 第2項	<p>・家庭的保育事業者等は、その行った保育に關し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。</p> <p>・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	本市独自基準
暴力団の排除		<p>・家庭的保育事業所等の管理者及び利用乳幼児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であつてはならない。</p> <p>・家庭的保育事業所等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けではならない。</p>	本市独自基準
地震に対する安全性の確保		<p>・家庭的保育事業所等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する部分に限る。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。</p>	本市独自基準
食事の提供の経過措置	附則第2条	<p>・この省令の施行の日の前日において現に存する事業者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合には、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、自園調理、調理設備の設置及び調理員の配置に係る規定は、適用しないことができる。</p>	
連携施設に関する経過措置	附則第3条	<p>・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	
地震に対する安全性の確保に関する経過措置		<p>・この条例の施行の際本市の区域内に現に存するもの(平成27年3月31日までに子ども・子育て支援法附則第7条ただし書の規定による別段の申出をした同上ただし書に規定する設置者が、同法第7条第4項に規定する教育・保育施設を廃止し、当該施設と同一の所在地において、当該施設の設備を用いて設置する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を含み、この条例の施行の日以後に床面積を増加させる場合における当該移転の部分を除く。以下「事業所等」という。)については、当該基準に係るこの条例の規定にかかるわらず、当該基準に適合しない限度において、当該規定を適用しない。この場合において、事業所等を管理する者は、当該事業所等について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。</p>	本市独自基準

2 家庭的保育事業

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考						
設備の基準 第22条	<p>・家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であつて、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること</p> <p>②前号に掲げる部屋の面積は、9. 9m²（保育する乳幼児が3人を超える場合は、1人につき9. 9m²）に3人を超える人数1人につき3. 3m²を加えた面積）以上であること</p> <p>③保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること</p> <p>④衛生的な調理設備及び便所を設けること</p> <p>⑤同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること</p> <p>⑥前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3. 3m²以上であること</p> <p>⑦火災報知器及び消火器を設置するとともに、消防訓練及び避難訓練を定期的に実施すること</p> <p>・保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">常用</td> <td>・屋内階段</td> </tr> <tr> <td>・屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>・屋内避難階段又は特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>・待避上有効なハリコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段</td> </tr> </table> <p>③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。</p>	常用	・屋内階段	・屋外階段	避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段	・待避上有効なハリコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	本市独自基準
常用	・屋内階段							
	・屋外階段							
避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段							
	・待避上有効なハリコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段							

項目 (条文番号は国省令)	基 準			備考
	3階に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段	
	避難用		・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	
4階以上に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段		
	避難用		・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段	
			③ ②の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
			④家庭的保行事業所の調理設備と調理設備以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。	
			(ただし、調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合や、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く)	
			⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。	
			⑥家庭的保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	
			⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	
			⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
			⑨力一テン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。	
職員	第23条 第1項		・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合については、調理員を置かないことができる。	

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
第23条 第2項	<p>・家庭的保育者は、市長が指定する研修を修了した保育士であつて、以下のいずれにも該当する者とする。</p> <p>①乳幼児の保育に専念することができる者</p> <p>②児童福祉法第34条の20第1項第4号(児童虐待等を行った者)に該当しない者</p>	本市独自基準
第23条 第3項	<p>・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。</p> <p>ただし、家庭的保育補助者(市長が指定する研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助する者をいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	
保育時間	<p>・家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めるものとする。</p>	
保育の内容	<p>・家庭的保育事業者は、保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	
保護者との連絡	<p>・家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	
設備の基準 に係る経過措置	<p>条例施行日の前日において家庭的保育事業等を運営している事業者については、条例施行後5年間は、2階以上に保育室等を設ける場合における耐火基準、防災設備等の設置に関する基準を適用しない。</p> <p>ただし、当該経過措置を適用する事業所に対しては、安全対策として、消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。</p>	本市独自基準

3 小規模保育事業

(1) 通則

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
小規模保育事業の区分 第27条	・小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	

(2) 小規模保育事業A型

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考									
設備の基準 第28条	<p>(0・1歳児を利用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は乳幼児1人につき3. 3m²以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 <p>(2歳以上の幼児を利用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1. 98m²以上、屋外遊戯場の面積は幼児一人につき3. 3m²以上であること。 ・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 <p>・保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。</p> <table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>・屋内階段</td> <td>・屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>・屋内避難階段又は特別避難階段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・待避上有効なバレコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	常用	・屋内階段	・屋外階段	避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段	<ul style="list-style-type: none"> ・待避上有効なバレコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 	③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備			
常用	・屋内階段	・屋外階段									
避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段	<ul style="list-style-type: none"> ・待避上有効なバレコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 									
③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備											

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考												
	<p>が設けられること。</p> <p>・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けすること。</p> <table border="1"> <tr> <td>3階に設ける場合</td> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>4階以上に設ける場合</td> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td> </tr> </table> <p>③ ②の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>④小規模保育事業所△型の調理設備と調理設備以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。</p> <p>(ただし、調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合や、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く)</p> <p>⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。</p> <p>⑥小規模保育事業所△型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられること。</p>	3階に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 		避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 	4階以上に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 		避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 	
3階に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 												
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 												
4階以上に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 												
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 												

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
職員	<p>⑧非常警報器具又是非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ⑨力一テン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>	
第29条 第1項	<p>・小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置か ないことができる。</p>	
第29条 第2項	<p>・保育士の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	
第29条 第3項	<p>・保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	
家庭的保育 事業の準用	<p>・小規模保育事業所A型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間 その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。</p> <p>・小規模保育事業所A型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育す る乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>・小規模保育事業所A型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保 護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	
(3) 小規模保育事業B型		
項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
職員	<p>第31条 第1項</p>	<p>・小規模保育事業所B型には、保育士その他の保育に従事する職員として市長が指定する研修を 修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置か ないことができる。</p>

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考						
第31条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 							
第31条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 							
第32条	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所B型における保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。 ・小規模保育事業所B型には、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 							
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所B型には、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 ・小規模保育事業所B型の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。 ・小規模保育事業B型については、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者（省令第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう）又は家庭的保育補助者（同第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう）を保育従事者とみなす。 	<p>(※表中の下線部分は本市独自基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 (条文番号は国省令)</th><th>基準</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備の基準 第33条</td><td> <ul style="list-style-type: none"> (0・1歳児を利用する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3m²以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 </td><td>本市独自の経過措置を設定</td></tr> </tbody> </table>	項目 (条文番号は国省令)	基準	備考	設備の基準 第33条	<ul style="list-style-type: none"> (0・1歳児を利用する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3m²以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 	本市独自の経過措置を設定
項目 (条文番号は国省令)	基準	備考						
設備の基準 第33条	<ul style="list-style-type: none"> (0・1歳児を利用する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3m²以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 	本市独自の経過措置を設定						

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考	
	<p>(2歳以上の幼児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場(当該事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む), 調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戸室の面積は、幼児一人につき3. 3m²以上、屋外遊技場の面積は幼児一人につき3. 3m²以上であること。 ・保育室又は遊戸室には、保育に必要な用具を備えること。 		
職員 第34条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等を2階以上に設ける場合の建物に係る基準は、小規模保育事業A型と同様。 ・小規模保育事業所C型には、家庭的保育者(市長が指定する研修を修了した保育士であつて、乳幼児の保育に専念することができ、かつ児童福祉法第34条の20第1項第4号に該当しない者をいう。), 嘴託医及び調理員を置かなければならぬ。 <p>ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことがができる。</p>	本市独自基準	
第34条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。 ただし、家庭的保育補助者(市長が指定する研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助する者をいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。 		
利用定員 第35条	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所C型の利用定員は、6人以上10人以下とする 		
準用 第36条	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所C型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。 ・小規模保育事業所C型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 ・小規模保育事業所C型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 		
経過措置	附則第5条	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業C型については、5年を経過するまでの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 	
設備の基準 に係る経過		<p>条例施行日の前日において家庭的保育事業等を運営している事業者については、条例施行後5年間は、2階以上に保育室等を設ける場合における耐火基準、防災設備等の設置に関する基準</p>	

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
措置	を適用しない。 ただし、当該経過措置を適用する事業所に対しては、安全対策として、消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。	

4 事業所内保育事業

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)		基準		備考
利用定員の設定	第42条	・事業所内保育事業者は、地域枠(従業員以外の乳幼児)の利用定員を、次の表の左欄(利用定員の総数)の区分に応じ、それぞれ右欄に定める人数以上としなければならない。	利用定員の総数	国省令を踏まえ、本市において地域枠の利用定員を設定
			地域枠の利用定員	
		1人以上5人以下	1名	
		6人以上7人以下	2名	
		8人以上10人以下	3名	
		11人以上15人以下	4名	
		16人以上20人以下	5名	
		21人以上25人以下	6名	
		26人以上30人以下	7名	
		31人以上40人以下	10名	
		41人以上50人以下	12名	
		51人以上60人以下	15名	
		61人以上	20名	
【保育所型事業所内保育事業】設備の基準	第43条	・保育所型事業所内保育事業所(利用定員が20名以上)の設備の基準は、次のとおりとする。 (0・1歳児を利用する場合) ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。) 及び便所を設けること。ただし、乳児又は満2歳に満たない幼児で、ほふくをするものを入所させる保育所型事業所内保育事業所については、ほふく室を設けなければならない。 ・乳児室の面積は、乳幼児1人につき1.65m ² 以上であること。 ・ほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3m ² 以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (2歳以上の幼児を利用する場合) ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98m ² 以上、屋外遊戯場の面積は幼児1人につき3.3m ² 以上であること。		2歳未満児ではほふくをするものを入所させる場合は、ほふく室が必要であることを明確化。

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考																
	<p>・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。</p> <table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> </table> <p>③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること</p> <p>・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。</p> <table border="1"> <tr> <td>3階に設ける場合</td> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>4階以上に設ける場合</td> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td> </tr> </table> <p>③ ①の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メ</p>	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 	3階に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 	避難用		<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 	4階以上に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 		避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 	
常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 																	
避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 																	
3階に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 																
避難用		<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 																
4階以上に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 																
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 																

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考								
	<p>一トル以下となるように設けられていること。</p> <p>④調理室と調理室以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。ただし、以下のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 <p>⑤換気、暖房、又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。</p> <p>⑥壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災通報する設備が設けられていること。</p> <p>⑨力ーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>									
職員	<p>第44条 第1項</p> <p>第44条 第2項</p>	<p>・保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。</p> <p>・保育所型事業所内保育事業所における保育士の数は、以下の各号に定める数の合計数以上とする。ただし、2名を下回ることはできない。</p> <table> <tbody> <tr> <td>①乳児</td> <td>おおむね3人につき1人、</td> </tr> <tr> <td>②満1歳以上満3歳未満の幼児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>③満3才以上満4歳未満の幼児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>④満4歳以上の児童</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第44条 第3項</p> <p>・保育士の数の算定に当たつては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	①乳児	おおむね3人につき1人、	②満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人	③満3才以上満4歳未満の幼児	おおむね20人につき1人	④満4歳以上の児童	おおむね30人につき1人
①乳児	おおむね3人につき1人、									
②満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人									
③満3才以上満4歳未満の幼児	おおむね20人につき1人									
④満4歳以上の児童	おおむね30人につき1人									
連携施設に関する特例	第45条	<p>・保育所型事業所内保育事業は、保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力(当該事業所内保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該児童を受け入れて教育又は保育を提供する協力をいう。)を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。</p>								

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
準用	第46条	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所型事業所内保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業者が定めるものとする。 ・保育所型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 ・保育所型事業所内保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 	
【小規模型事業所内保育事業】職員	第47条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模型事業所内保育事業所(利用定員が19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。 <p>ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。</p>	
	第47条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 <p>①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	
	第47条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 	
準用	第48条	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間は1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業者が定めるものとする。 ・小規模型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 ・小規模型事業所内保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 ・小規模型事業所内保育事業所の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。 	
経過措置	附則第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模型事業所内保育事業所ににおいては、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者(省令第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう)又は家庭的保育補助者(同第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう)を保育従事者とみなす。 	